

議案第 〇〇 號

三 朝 町 賦 産 区 土 地 使 用 料 條 例 制 定 に つ い て

三 朝 町 賦 産 区 土 地 使 用 料 條 例 を 次 の よ う に 定 め る も の と す る

昭 和 三 十 九 年 十 二 月 三 十 七 日 提 出

三 朝 町 長 坂 出 雅 巳

昭 和 三 十 九 年 十 二 月 三 十 七 日 議 決

原 案 可 決 東 伯 郡 三 朝 町 議 會 議 長 天 野 壽 三



昭和十九年三朝町條例第 三 號

三 朝 町 賦 産 区 土 地 使 用 料 條 例

第一條 町にある賦産区は契約又は旧慣によつて縁~~好~~者又は其の他の者に地上権を貸与している土地に於て使用者が土地使用料を徴収することとせらる。

第二條 前條の土地使用料は一年に於て当該土地の評価額を基準にして算定する場合においては評価額の百分の二〇以内とする。
第二 旧慣によつて前項と異なる基準で算定する場合においては貸与している土地の平均使用料が前項の基準による算定額を越えない範囲に止めるものとする。

第三條 土地使用料は賦産区の管理者が定める。

第四條 使用者は毎年十二月十日までに土地使用料を納入しなければならぬ。
第二 十一月十日以前に使用期限の満了する土地の土地使用料は期限満了の日迄に納入しなればならない。

この條例は公布の日から施行し昭和十九年一月一日より適用する。